

令和7年度ふるさと意識醸成・定住支援推進事業 業務委託仕様書

1. 目的

本市が、「第3期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の策定にあたり、実施したアンケート調査では、中高生の市への愛着は高い傾向にあるが、本市に住みたいと思う割合は全体の3割程度であり、若い世代の定住意向が低い結果となった。また、令和5年度の本市の15才～39才までの若年層の社会移動は全体の転出数の約8割を占めており、地域の人口構造に悪影響を及ぼしているとともに、一度本市を離れた若者がUターンに至っていないことが推測される。

本事業では、「第3期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の基本目標である「若い世代とのつながりと新たな人の流れをつくる」を実現するための基本施策として、高校生から大学生、若者（女性）を対象に、地域への理解や関わりを深める学びや交流の機会を提供し、ふるさとへの愛着や定住意識を醸成するとともに、継続的な情報発信や関係づくりを通じて、将来の銚田を担う人材づくりを目的とする。

これらの取り組みにより、地域とのつながりを強め、若い世代と女性の定住を促進し、持続可能な地域社会の形成を目指す。

2. 事業内容

(1) 高校生に向けた地域理解の促進

市内の高等学校と連携し、高校生が社会で活躍する若者から地域における仕事の実態や地元企業等の話を聞く機会を提供し、地元での就職イメージを持てるような取組を推進する。

- ・「(仮称)先輩ぶっちゃけトーク」開催に係る企画運営支援

(2) 若者の定住促進に向けた地域との交流機会の創出

進学や就職を機に市外に出た若者とのつながりを保つため、本市に関する情報発信や交流機会の提供等を通して、継続的なつながりを構築し、ふるさとへの関心や愛着を醸成する機会を創出することで、定住やUターンの増加を図る。

- ・市内外に居住する大学生等と地域の繋がりを深めるための機会創出支援

(3) 若者や女性の地域参画支援とコミュニティ形成

若者や女性を対象に、座談会や交流会などの気軽に参加できる対話の場を開催し、地域における課題や希望、ニーズを把握する。得られた声をもとに、地元企業や各種団体と連携したマッチング支援をする。また、若者や女性同士のつながりを深めるコミュニティづくりを支援し推進する。

- ・若者や女性の座談会の開催、コミュニティ形成支援
- ・企業や各種団体と連携したマッチングや情報発信

3. 事業の実施期間及び限度額

事業の実施期間は、契約締結の日から令和8年3月10日（火）までとする。

また、委託費の限度額は、4,499千円とする。

4. 成果品

実施期間が終了した後、報告書に取りまとめ提出すること。

(1) 報告書の部数等

①部数等 A4版 3部（50ページ程度）

②報告書を収録した電磁的記録媒体 1部

(2) 納入場所

銚田市銚田 1444 番地 1

銚田市政策企画部まちづくり推進課

(3) 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、本市に帰属するものとする。

5. 実施上の留意事項

(1) 実施体制

本事業の実施に当たり、業務実施の安全管理を徹底すること。

(2) 計画準備

本業務の概要を整備するとともに、計画立案から実施期間終了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。

(3) 協議打合せ

本業務が円滑かつ計画的に進むように、本市と受託者は業務着手時、各工程の区切り時、納品時の他、必要に応じ協議打合せを行う。なお、社会情勢を踏まえ、オンラインによる協議打合せを含め、情報共有を十分に図ること。

外部からの有識者を交えての協議を行う場合の謝礼、費用弁償等は委託者の負担として積算すること。

協議打合せの結果は受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に内容を確認しなければならない。

(4) 秘密の保持

受託者は、本業務にあたり知り得た情報を本市の許可なく他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(5) その他

受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

6. 委託業務にあたっての留意事項

詳細は、委託契約時に定めるものとする。

- (1)発注者は、必要があると認めるときは、受託者から当該事業の実施状況等について報告を求めることができる。
- (2)当該業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3)当該業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は当該業務以外の目的に使用してはならない。
- (4)当該業務を通じて取得した個人情報については、銚田市個人情報の保護に関する条例を準用するものとする。
- (5)受託者は、当該業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により発注者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

7. その他

- (1)本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、発注者と受託者が協議のうえ、決定する。ただし、両者の協議で決定できない場合には受託者は発注者の指示に従うこととする。
- (2)本仕様書は、発注者と受託者が協議のうえ、必要に応じて変更することができる。